

令和 8 年 6 月 日

（名称）田村市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

田村市の公共交通体系は、鉄道とバス路線が中心であり、鉄道はＪＲ磐越東線（６駅）が郡山市、いわき市に連絡し、また、路線バスは福島交通㈱が運行する６路線がある。このほかスクールバスの運行により公共交通の確保対策を講じている。

市の公共交通の現況はモータリゼーションの進展などにより、公共交通全体の利用者数、特に路線バスの利用者数が年々減少の一途をたどっており、事業者への補助金負担等の増加など市の財政負担が増大している。一方で高齢化の影響により一人暮らしの高齢者が増えるなか、特にバスや列車が通らない交通空白地域では高齢者の足の確保が重要な課題となっている。

このため、地域公共交通確保維持改善事業により、公共交通ツールとしては財政的負担がより少なく、且つ交通空白地域を解消できる田村市デマンドタクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させることが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

田村市デマンドタクシー年間利用目標人数

26,000 人（2019 年度 24,000 人、2020 年度実績 21,000 人より向上）

内、フィーダー補助系統の対象区域での目標値は下記のとおり。

	令和 8 年度見込	令和 9 年度
大越町エリア	3,022 人	3,310 人
滝根町エリア	3,209 人	3,660 人

（田村市地域公共交通計画 P49 参照）

（２）事業の効果

移動手段を持たない高齢者等の利便性向上はもとより、若い世代の利用者等の拡大を目指す。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

- ・ 広報紙等による更なる啓発活動を行い、利用促進を図る。（田村市）
- ・ 老人会等の集会に出向き、制度概要や利用方法等について説明する。（田村市）
- ・ 利用実績を分析し、ダイヤの改善・接続拠点等、弾力的に見直しを図る。（田村市、事業者）

（田村市地域公共交通計画 P60、65、66 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 田村市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 平成22年3月15日（平成21年度第1回） 田村市公共交通活性化協議会の設置
- ・ 平成22年8月24日（平成22年度第1回） 公共交通連携計画策定に向けての協議（市内公共交通等の現状について）
- ・ 平成22年11月12日（平成22年度第2回） 公共交通連携計画策定に向けての協議（アンケート結果に基づくニーズ及び課題を踏まえた対応策等について）
- ・ 平成23年2月2日（平成22年度第3回） 公共交通連携計画策定に向けての協議（田村市公共交通総合連携計画（素案）について）
- ・ 平成23年4月15日（平成22年度第3回） 田村市地域公共交通総合連携計画策定の承認（書面協議）
- ・ 平成23年11月25日（平成23年度第1回） 田村市地域公共交通総合連携計画に基づく田村市地域公共交通活性化事業計画策定の承認
- ・ 平成24年3月26日（平成23年度第2回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく平成24年度事業計画「大越町簡易デマンド型乗合タクシー」実施の承認
- ・ 平成24年7月27日（平成24年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく平成24年度事業計画「大越町簡易デマンド型乗合タクシー」試験運行実施の概要と運行業務委託契約の承認
- ・ 平成25年3月13日（平成24年度第2回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく平成25年度事業計画「滝根町簡易デマンド型乗合タクシー」実施の承認
- ・ 平成25年6月24日（平成25年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく「大越町簡易デマンド型乗合タクシー」及び「滝根町簡易デマンド型乗合タクシー」実施の承認
- ・ 平成25年12月9日（平成25年度第2回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく平成26年度事業計画「常葉町・都路町簡易デマンド型乗合タクシー」実施、「大越町簡易デマンド型乗合タクシー」の実施と一部エリア変更の承認
- ・ 平成26年3月14日（平成25年度第3回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく平成26年度事業計画「滝根町簡易デマンド型乗合タクシー」実施の承認
- ・ 平成26年6月25日（平成26年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通ネットワーク計画の承認
- ・ 平成26年12月10日（平成26年度第2回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通ネットワーク計画の承認
- ・ 平成27年6月24日（平成27年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通確保維持改善計画の承認
- ・ 平成27年12月10日（平成27年度第2回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく平成28年度生活交通確保維持改善計画（滝根町エリア）への指定乗降場所（小野新町駅、小野高校、ベニマル小野店、公立小野町地方総合病院、おのショッピングプラザ・コムコム）の追加について承認
- ・ 平成28年6月27日（平成28年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通確保維持改善計画の承認（平成28年度計画における臨時運行に関する事項の追加および29年度計画策定）
- ・ 平成29年6月21日（平成29年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通確保維持改善計画の承認
- ・ 平成30年6月27日（平成30年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通確保維持改善計画の承認
- ・ 令和元年6月24日（令和元年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通確保維持改善計画の承認
- ・ 令和2年7月22日（令和2年度第1回） 田村市地域公共交通活性化事業計画に基づく生活交通確保維持改善計画の承認
- ・ 令和2年12月22日（令和2年度第2回） 地域公共交通確保維持改善事業に関する一次評価案の承認
- ・ 令和3年3月9日（令和2年度第3回） 田村市地域公共交通計画策定調査業務委託審査委員会設置の承認

・ 令和３年６月１８日（令和３年度第１回） 生活交通確保維持改善計画の承認（書面協議） ・ 令和４年６月３０日（令和４年度第２回） 生活交通確保維持改善計画の承認（書面協議） ・ 令和５年６月９日（令和５年度第１回） 生活交通確保維持改善計画の承認 ・ 令和６年３月１５日（令和５年度第４回） 田村市地域公共交通計画の実施状況及び評価の承認 ・ 令和６年６月７日（令和６年度第１回） 地域公共交通確保維持事業の承認 ・ 令和７年６月１１日（令和７年度第１回） 地域公共交通確保維持事業の承認 ・ 令和８年６月２６日（令和８年度第２回） 地域公共交通確保維持事業の承認（予定）
19. 利用者等の意見の反映状況
法定協議会の構成員には、市内の代表区長、老人クラブ会長、ＰＴＡ会長等、利用者の立場を代表するものが含まれており、すべての計画において本協議会に諮り承認を得ている。また、令和３年度に策定した「田村市地域公共交通計画」においては、市民アンケートやパブリックコメントを実施し、住民のニーズや意見を取り入れている。
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）福島県田村市船引町船引字畑添 7 6 番地 2

（所 属）田村市総務部企画調整課

（氏 名）橋本 了太

（電 話）0 2 4 7 - 6 1 - 7 6 1 5

（e-mail）kikaku@city.tamura.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名

市区町村名

協議会名

福島県

田村市

田村市公共交通活性化協議会

年度

令和 9 年度

申請 番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行回 数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 1 0）					
					起点	経由地	終点							運行態様の別	補助開始年度	基準ハで該当する要件（別表 7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表 7 のみ）	
1	田村市	有限会社ほていやタクシー	市町村（タクシー事業者）に運行委託「乗合タクシーなど」）	(1) 大越町エリア		大越町			293.0日	2,500.0回			区域型		① 幹線接続	地域間交通ネットワーク J R 磐越東線大越駅及び磐城常葉駅と接続 地域間幹線系統古道線（船引駅前、田村市役所前バス停）と接続	③ 前年度から引き続き運行		
2	田村市	東部自動車合資会社	市町村（タクシー事業者）に運行委託「乗合タクシーなど」）	(2) 滝根町エリア		滝根町			293.0日	2,820.0回			区域型		① 幹線接続	地域間交通ネットワーク J R 磐越東線菅谷駅、神俣駅及び小野新町駅と接続	③ 前年度から引き続き運行		
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
福島県	田村市	田村市公共交通活性化協議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	31,836 人
交通不便地域等（人）	31,836 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
31,836 人	田村市（全部過疎）	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

令和9年度フィーダー系統運行回数算出根拠

○令和8年度実績見込

			令和7年			令和8年										
会社名		エリア	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月 見込	6月 見込	7月 見込	8月 見込	9月 見込	小計	推計
(有)ほていやタクシー	運行回数	大越町内	83.0	63.0	61.0	69.0	52.0	55.0	56.0	62.7	62.7	62.7	62.7	62.7	752.6	2,078
		大越⇄船引	97.0	112.0	125.0	111.0	93.0	109.0	90.0	105.3	105.3	105.3	105.3	105.3	1263.4	
		大越⇄滝根	2.0	2.0	3.0	6.0	8.0	8.0	7.0	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	61.7	
	輸送人員	大越町内	105	84	69	89	63	66	53	75.6	75.6	75.6	75.6	75.6	906.9	3,022
		大越⇄船引	211	169	187	176	136	177	134	170	170.0	170.0	170.0	170.0	2040.0	
		大越⇄滝根	2	2	3	7	12	10	8	6.29	6.3	6.3	6.3	6.3	75.4	
東部自動車(資)	運行回数	滝根町内	86.0	83.0	83.0	81.0	75.0	83.0	80.0	81.6	81.6	81.6	81.6	81.6	978.9	2,390
		滝根⇄大越	3.0	5.0	3.0	5.0	5.0	7.0	7.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	60.0	
		滝根⇄船引	59.0	52.0	36.0	35.0	32.0	37.0	41.0	41.7	41.7	41.7	41.7	41.7	500.6	
		滝根⇄小野	69.0	71.0	64.0	64.0	71.0	78.0	79.0	70.9	70.9	70.9	70.9	70.9	850.3	
	輸送人員	滝根町内	126	112	104	119	110	124	122	117	116.7	116.7	116.7	116.7	1400.6	3,209
		滝根⇄大越	3	5	3	6	6	9	8	5.71	5.7	5.7	5.7	5.7	68.6	
		滝根⇄船引	75	60	45	39	40	42	47	49.7	49.7	49.7	49.7	49.7	596.6	
		滝根⇄小野	85	88	106	85	95	102	106	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	1143.4	

○年度別推移

会社名			30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	対前年比	R8計画運行回数 2,480 回
(有)ほていやタクシー	運行回数	計画運行回数	280	500	1,600	2,120	3,710	3,270	1,680	2,510	2,480	2,500	101%	
		実績運行回数	362	571	1,295	2,051	2,000	2,143	2,297	2,347	2,078			2,480 ÷ 291 × 293 ≒
		伸び率		1.58	2.27	1.58	0.98	1.07	1.07	1.02	0.89			2,500 回
		実績運行割合	129.11%	114.20%	80.94%	96.72%	53.91%	65.5%	136.73%	93.51%	83.78%			
	輸送人員	計画利用人数	440	1,140	2,600	2,600	4,070	3,270	2,090	3,380	2,800	3,310	118%	
		実績利用人数	490	810	1,658	1,751	2,675	2,654	2,889	3,139	3,022			
		伸び率		1.65	2.05	1.06	1.53	0.99	1.09	1.09	0.96			
		実績利用割合	111.36%	71.05%	63.77%	67.35%	65.72%	81.16%	138.23%	92.87%	107.94%			

会社名			30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	対前年比	R8計画運行回数 2,800 回
東部自動車(資)	運行回数	計画運行回数	405	250	700	880	1,140	1,580	2,140	2,800	2,800	2,820	101%	
		実績運行回数	224	267	610	732	1,009	2,040	2,192	2,256	2,390			2,800 ÷ 291 × 293 ≒
		伸び率		1.19	2.28	1.20	1.38	2.02	1.07	1.03	1.06			2,820 回
		実績運行割合	55.31%	106.80%	87.14%	83.18%	88.51%	129.11%	102.43%	80.57%	85.35%			
	輸送人員	計画利用人数	930	800	1,100	1,060	1,100	1,580	2,550	3,660	3,660	3,660	100%	
		実績利用人数	705	795	923	987	1,345	2,829	3,193	2,750	3,209			
		伸び率		1.13	1.16	1.07	1.36	2.10	1.13	0.86	1.17			
		実績利用割合	75.81%	99.38%	83.91%	93.11%	122.27%	179.05%	125.22%	75.14%	87.68%			

※令和8年度計画認定申請の際、今後の計画運行回数について以下のとおりとしていた。

「令和9年度以降については、「8年度計画運行回数／8年度計画運行日数×当該年度計画運行日数」により算出。」

○大越町エリア((有)ほていやタクシー)

8年度計画運行回数【 2,480回 】 / 8年度計画運行日数【 291日 】 × 9年度計画運行日数【 293日 】
= 2,497回(≒2,500回)

○滝根エリア(東部自動車(資))

8年度計画運行回数【 2,800回 】 / 8年度計画運行日数【 291日 】 × 9年度計画運行日数【 293日 】
= 2,819回(≒2,820回)

※一の位繰上げ

第 2 次田村市地域公共交通計画策定調査業務委託における最優秀提案事業者について

標記業務について、第 2 次田村市地域公共交通計画策定調査業務委託審査委員会を設置し、企画提案書等の審査及び最優秀提案事業者の選定いたしました。

記

1 審査委員会の設置

「第 2 次田村市地域公共交通計画策定調査業務委託審査委員会設置要綱」第 3 条の規定により、渡邊賢一委員、村上早紀子委員、箱崎伸平委員、富塚忠夫委員、田村市総務部長をもって組織。

2 プレゼンテーション審査

日 程 令和 8 年 6 月 5 日（金） 1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0

会 場 市役所 3 0 4 会議室

3 最優秀提案事業者

株式会社ケー・シー・エス 福島営業所

※ 全審査員の平均点 7 7 . 8 0 点 / 1 0 0 点満点

路線バスの運行見直しについて

令和 8 年 6 月
総務部 企画調整課

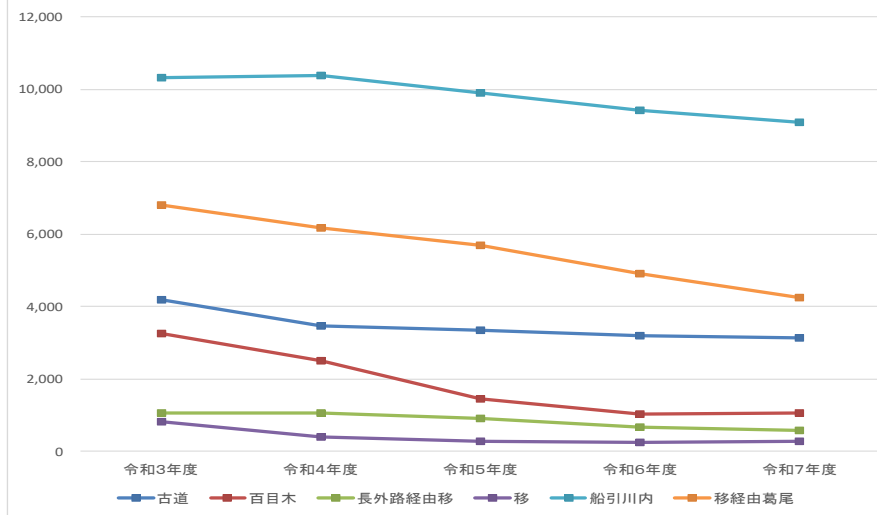
路線バスの運行見直しについて

福島交通バス輸送人員

単位：人

路線名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
古道	4,175	3,477	3,356	3,182	3,145
百目木	3,254	2,505	1,434	1,012	1,053
長外路經由移	1,049	1,064	893	666	589
移	822	389	288	248	262
船引川内	10,333	10,392	9,894	9,411	9,086
移經由葛尾	6,794	6,186	5,682	4,900	4,261
計	26,427	24,013	21,547	19,419	18,396

福島交通バス輸送人員

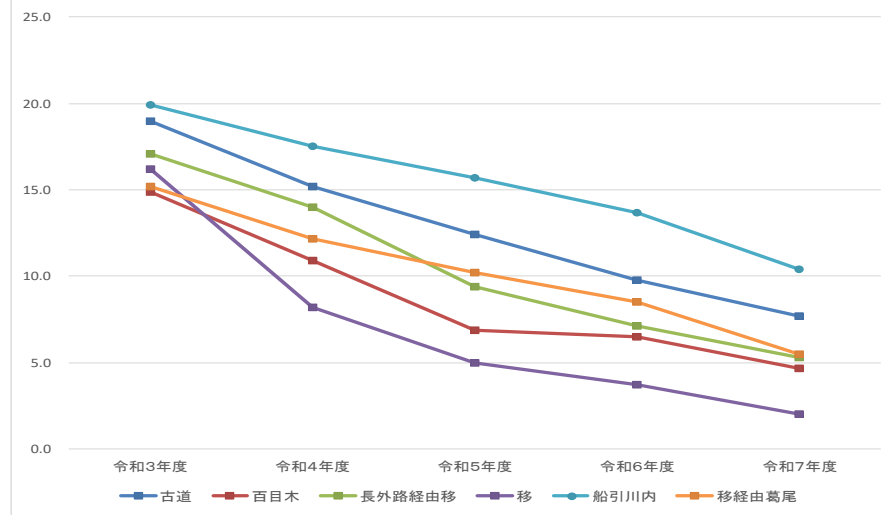


福島交通バス収支率

単位：%

路線名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
古道	19.0	15.2	12.4	9.8	7.7
百目木	14.9	10.9	6.9	6.5	4.7
長外路經由移	17.1	14.0	9.4	7.1	5.3
移	16.2	8.2	5.0	3.7	2.0
船引川内	19.9	17.5	15.7	13.7	10.4
移經由葛尾	15.2	12.2	10.2	8.5	5.5
平均	17.1	13.0	9.9	8.2	5.9

福島交通バス収支率



【見直しの方向性】

・たむら市民病院へ乗入れを行い、利便性向上を図るとともに、収支率改善のため路線再編を行い持続可能な公共交通とする。



路線バスの運行見直しについて

内 容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	4月
第2回公共交通活性化協議会 (書面)	●								
川内村、葛尾村、二本松市協議	●								
説明会 ・都路地域 ・船引地域(美山、瀬川、移)	↔								
第3回公共交通活性化協議会 たむら市民病院乗入れ協議			●						
たむら市民病院乗入れ周知 (市政だより、HP、SNS)				●					
たむら市民病院乗入れ (移経由葛尾線、船引川内線)					●				
第4回公共交通活性化協議会 路線バス再編協議							●		
路線バス再編周知 (市政だより、HP、SNS)								●	
路線バス再編 (移線、長外路経由移線、古道線)									●

※百目木線は、二本松市との協議が整い次第ご報告いたします。

田村市都路地域 公共ライドシェア実証事業 について

令和 8 年 6 月
総務部 企画調整課

田村市都路地域公共ライドシェア実証事業について

事業背景・目的

- デマンド交通「田村らくらくタクシー」が交通空白地において欠かせない移動手段となっている一方、高齢化率の上昇や路線バスの廃止等に伴い、一部の地域において日常の移動手段を「家族や知人の送迎」に頼っている傾向がある。
- 住民ドライバーを活用した公共ライドシェアの導入により、交通空白の解消を図るとともに、持続可能な移動手段の確保を目指す。

事業主体/運行主体

事業主体：田村市

事業概要

交通サービス	公共ライドシェア(システムを用いない形式の自家用有償旅客運送)
運行形態	田村市都路地域(乗合型)
法的区分	道路運送法78条2号
運賃	本事業の検討会により決定する
運行頻度/時間	区域内の住民等を、自宅からバス停や商業施設へ結ぶ移動を担う。路線バスの時刻表を考慮した運行内容とする。

運行期間

令和8年10月～令和8年12月(予定)

※日曜・祝日のみ運行を想定

事業実施地域



田村市都路町
人口：1,808 人
面積：125.37 km²

- 田村市都路全域をカバーするように、公共ライドシェアを実施

事業イメージ

地域内送迎サービス 予約・運行の流れ(電話予約・Excel管理)



- NPO法人等が、自家用車を活用し、地域内の目的地まで送迎する、地域で支えあう公的な交通サービス

安全配慮

- 運転をされる方には、「交通空白地有償運送運転者講習」を受講していただく予定。
- 運転をされる方には、公共ライドシェア保険に加入していただく予定。